

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・リース資産を除く固定資産一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金 ー職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- ・退職給付引当金 ー職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、退職金規定に基づき、職員の期末退職金要支給額を計上している。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 和朗園拠点（社会福祉事業）

「本部」

「特別養護老人ホーム」

「老人短期入所事業」

「老人デイサービスセンター」

「認知症対応型老人共同生活援助事業」

「老人居宅介護等事業」

「居宅介護支援事業」

「地域包括支援センター」

「五領・上牧地域予防支援事業」

「附属診療所（恭生クリニック）」

「介護員養成研修事業」

「喀痰吸引等研修事業」

イ 天兆園拠点（社会福祉事業）

「老人短期入所事業」

「老人デイサービスセンター」

「老人居宅介護等事業」

「居宅介護支援事業」

「老人介護支援センター」

「地域包括支援センター」

「茨木市地域予防支援事業」

ウ ケアハウス佑和拠点（社会福祉事業）

「軽費老人ホーム」

エ 愛光認定こども園拠点（社会福祉事業）

「愛光認定こども園」

オ 和光認定こども園拠点（社会福祉事業）

「和光認定こども園」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	507,310,067	0	0	507,310,067
建物	1,302,485,146	0	64,519,960	1,237,965,186
合計	1,809,795,213	0	64,519,960	1,745,275,253

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	405,128,138	円
建物（基本財産）	1,055,762,015	円
計	1,460,890,153	円

担保にしている債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	140,250,000	円
計	140,250,000	円

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	2,470,939,749	1,232,974,563	1,237,965,186
建物	160,447,597	76,065,600	84,381,997
構築物	136,485,692	95,311,341	41,174,351
車両運搬具	1,125,619	1,031,378	94,241
器具及び備品	141,357,965	119,937,831	21,420,134
有形リース資産	19,087,800	15,986,832	3,100,968
権利	24,023,690	13,542,968	10,480,722
ソフトウェア	5,933,087	3,124,452	2,808,635
合計	2,959,401,199	1,557,974,965	1,401,426,234

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし